

平成 2 1 年

第 8 回美濃市議会臨時会会議録

平成 2 1 年 1 1 月 2 7 日 開会

平成 2 1 年 1 1 月 2 7 日 閉会

美 濃 市 議 会

平成21年第8回美濃市議会臨時会会議録目次

第 1 号 (11月27日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した事務局職員	2
市長あいさつ	3
開会・開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案の上程	4
議案の説明	
議第69号から議第71号まで（参事兼秘書課長 古田則行君）	4
休憩	6
再開	6
質疑	6
委員会付託省略（議第69号から議第71号まで）	6
討論	6
並 信行議員	6
議案の採決	7
閉会の宣告	7
市長あいさつ	7
会議録署名議員	9

美濃市告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成21年11月27日に第8回美濃市議会臨時会を美濃市議会議事堂に招集する。

平成21年11月20日

美濃市長 石 川 道 政

付議事件名

- 1、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

平成21年11月27日

平成21年第8回美濃市議会臨時会会議録（第1号）

議 事 日 程 (第 1 号)

平成21年11月27日 (金曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議第69号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
について
- 第 4 議第70号 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議第71号 美濃市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

第 1 から第 5 までの各事件

出席議員 (15名)

1 番	並 信 行 君	2 番	古 田 豊 君
3 番	太 田 照 彦 君	4 番	森 福 子 君
5 番	山 口 育 男 君	6 番	佐 藤 好 夫 君
7 番	武 井 牧 男 君	8 番	市 原 鶴 枝 君
9 番	鈴 木 隆 君	10 番	岩 原 輝 夫 君
11 番	平 田 雄 三 君	12 番	日 比 野 豊 君
13 番	児 山 廣 茂 君	14 番	野 倉 和 郎 君
15 番	塚 田 歳 春 君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	副 市 長	加 納 和 喜 君
教 育 長	森 和 美 君	総 務 部 長	平 林 泉 君
民 生 部 長	川 野 純 君	産 業 振 興 部 長	宮 西 泰 博 君
建 設 部 長	丸 茂 勝 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	瀬 瀬 壽 君
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	藤 田 裕 明 君	総 務 部 参 事 兼 総 合 政 策 課 長	梅 村 健 君
参 事 兼 秘 書 課 長	古 田 則 行 君	総 務 課 長	西 部 真 宏 君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 平野 廣夫

議会事務局
書記 長屋 充宏

議会事務局長 井上 司
議次

○議長（市原鶴枝君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成21年第8回美濃市議会臨時会が招集されましたところ、御参集いただきましてまことにありがとうございます。どうか慎重に審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

市長あいさつ

○議長（市原鶴枝君） 開会に先立ちまして、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

一部改修が終わりまして、大変すっきりした中で臨時議会が開催されますことを大変うれしく思っております。

さて、本日は平成21年第8回美濃市議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位には、公私とも御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

ことしの秋は、美濃和紙あかりアート展、うだつのまち美濃10分の1マラソン、福祉健康いきいきフェア、市民ふれあい消防祭、産業祭など各種イベントにつきまして、議員各位を初め市民皆様の御協力により盛大のうちに無事終了することができました。関係者の皆様には、厚く感謝を申し上げる次第であります。まことにありがとうございます。

新型インフルエンザにつきましては、全国的にも感染者が増加している状況にありますが、市内におきましても10月下旬から急速に増加をしております、小・中学校では学級閉鎖が相次いでおります。岐阜県インフルエンザ流行状況によりますと、美濃市、関市は現在、中流行を超えて大流行の兆しがあります。隣接する市町の状況を見ても、感染者の増加が心配なところでございます。市では、毎日朝と夕方に同報無線の放送で、手洗いやうがいにより感染予防に努めていただくよう市民の皆様に啓発をしており、今後も正しい情報に基づいた冷静な対応をしていただくよう呼びかけてまいります。

さて、本日の臨時会に審議をお願いいたします案件は、人事院勧告に関連した条例改正が3件でございます。本年の人事院勧告は、厳しい経済・雇用情勢が民間の給与に反映されたことを受けて、期末手当等の引き下げという厳しい内容の勧告となっております。議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明いたしますが、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、開会のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

開会・開議の宣告

○議長（市原鶴枝君） ただいまから平成21年第8回美濃市議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり定めました。

開会 午前10時03分

第1 会議録署名議員の指名

○議長（市原鶴枝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 山口育男君、6番 佐藤好夫君の両君を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（市原鶴枝君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、この臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

第3 議第69号から第5 議第71号まで（提案説明・質疑・採決）

○議長（市原鶴枝君） 日程第3、議第69号から日程第5、議第71号までの3案件を一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第69号から議第71号までの3案件について、参事兼秘書課長 古田則行君。

○参事兼秘書課長（古田則行君） おはようございます。

それでは、議第69号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の1ページをお開きください。また、赤スタンプ2、条例の改正の概要の1ページ、2ページを御参照ください。

今回の改正は、平成21年8月11日付の人事院勧告に準拠した期末手当の支給率についての改正でございます。

その内容といたしましては、民間の給与支給の状況にかんがみ、公務員給与と民間給与との格差の是正を目的として、国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律が改正されたため、同様な減額措置として期末手当の支給率を改正するもので、議会の議員の期末手当を規定しています第5条第2項中、6月に支給する場合の支給率を「100分の212.5」から「100分の192.5」に、12月に支給する場合の支給率を「100分の232.5」から「100分の217.5」に改めるものでございます。

附則では、この条例は平成21年12月1日から施行するものとしておりますが、6月に支給する期末手当に関する改正規定は、平成22年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議第69号についての説明を終わります。

続きまして、議第70号 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の2ページをお開きください。また、赤スタンプ2、条例の改正の

概要の3ページ、4ページを御参照いただきたいと思います。

本条例の一部改正につきましては、ただいま御説明申し上げました議第69号の提案理由及び内容と同じでございますので、説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、議第71号 美濃市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の3ページをお開きください。また、赤スタンプ2、条例の改正の概要の5ページから25ページを御参照いただきたいと思います。

今回の改正は、議第69号で御説明いたしましたように、平成21年8月11日付の人事院勧告に準拠し、民間の給与支給の状況を反映するとともに、公務員給与と民間給与との格差の是正を目的として、同様な措置を講ずる所要の改正をするものでございます。

それでは、まず美濃市職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

第1条では、住居手当について規定しております第8条の4の改正は、職員の住宅に係る住居手当のうち、新築・購入後5年間に限り月額2,500円を支給する規定を廃止すること及び関連する条文の整備等を行うものでございます。

期末手当の支給率を規定しております第17条第2項中では、本則中、一般職員の12月支給分「100分の160を乗じて得た額」を「100分の150を乗じて得た額」に、特定管理職員の12月支給分「100分の140を乗じて得た額」を「100分の125を乗じて得た額」に改め、さらに再任用職員の期末手当を規定しております同条第3項では、支給率等の条文整備をするものでございます。

また、勤勉手当を規定しております第18条第2項第1号中では、「100分の75」を「100分の70」に改めるものであります。

議案集の4ページから13ページまでの別表第1、別表第2は、初任給を含む若年層の階層を除く俸給月額平均0.2%を引き下げ等による職種別の給料表でございます。

第2条では、第1条で改正いたしました美濃市職員の給与に関する条例の一部改正を、さらに一部改正をするものでございまして、改正内容といたしましては、平成18年の給料切りかえに伴い、経過措置として切りかえ後の給料が切りかえ前の給料に達しない場合に、その差額を支給している、いわゆる差額改定対象職員の給料月額について、調整額として0.24%引き下げる改正でございます。

附則第1項は、施行期日を平成21年12月1日からとしております。第2項は、12月に支給する期末手当から給料等の改正分に相当する額を減額する特例措置を、第3項は、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることといたしております。

以上で、議第71号についての説明を終わります。よろしくお願いいたしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（市原鶴枝君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時13分

○議長（市原鶴枝君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の3案件については、委員会付託を省略いたしたいと思
います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の3案件につ
いては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

1番 並信行君。

○1番（並 信行君） 皆さん、おはようございます。

私は日本共産党美濃市議団を代表し、議第71号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例について、反対討論を行います。

今回の条例改正は、21年8月11日付人事院勧告に準拠し、市職員の給与について住居手当
の一部廃止、期末手当及び勤勉手当の支給率を0.15ヵ月引き下げようとするものです。

今年度は、異例である5月1日の人事院勧告により、6月の夏季一時金手当の0.2ヵ月分
の値下げがされていて、8月の勧告は2度目となります。

私は、ことし5月の第4回臨時会での給与引き下げ条例への反対討論で、今打つ手は家計
を暖め、消費を拡大すべきなのに、今回の夏のボーナスを減額することは、この後に続く民
間企業の一時金引き下げの口実にもなり、デフレスパイラルの後押しをすることだと指摘を
しました。指摘したとおり、民間夏季賞与も公務員並みの0.2ヵ月減となり、11月20日の政
府月例経済報告では3年5ヵ月ぶりとなるデフレ宣言を出しております。人事院勧告に従い、
行政が先頭になってデフレ誘導をした結果、この秋のデフレ宣言となったわけです。エコポ
イント制度や、省エネ車には減税、補助金もという優遇策で大企業の売り上げは後押しし、
消費をあおる一方、肝心の家計には冷水を浴びせる一時金削減で、消費したくてもさせない
という、まさにマッチポンプを行政が演じていることとなります。

この10年間、昨年来の深刻な不況にもかかわらず、大企業がため込む内部留保は依然とし
て増加を続け、派遣労働が原則自由化された1999年には210兆円であったものが、昨年、
2008年には429兆円へと倍増をしております。不景気で金が回らないから給与支払いを抑制

するというのではなく、史上最長の好景気で払う金はあるけれど、派遣労働制度の自由化のために少ししか給料を払わなくてよくなったから、内部留保として残ってしまったというのが本当のところではないでしょうか。このために、勤労者でもある消費者は、消費を控えなければならなくなったのです。政治に起因する消費不況に反省せず、民間が大変だからとして、その追認をする人事院勧告に従い、行政が行っているのが市職員の給与を削減することです。

今回の人事院勧告は、公務員労働者に生活悪化をもたらすとともに、勤労意欲をそぎ、さらに民間給与を下げる要因として日本経済を低迷に導くものです。

以上の理由から、議第71号の議案に反対し、討論を終わります。

○議長（市原鶴枝君） 通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に議第69号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第69号は原案のとおり可決いたしました。

次に議第70号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第70号は原案のとおり可決いたしました。

次に議第71号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手多数でございます。よって、議第71号は原案のとおり決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（市原鶴枝君） 以上をもって、この臨時会に付議された案件はすべて議了いたしました。よって、本日の会議はこれをもって閉じ、平成21年第8回美濃市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時20分

市長あいさつ

○議長（市原鶴枝君） 閉会に当たり、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 本日の平成21年第8回美濃市議会臨時会におきましては、条例改正3件につきまして、慎重に審議を賜り、いずれも原案のとおり議決いただき、まことにありがとうございました。

昨年のリーマンショックから約1年が経過いたしました。経済・雇用状況は依然として厳しいものがございます。経済についてはデフレ状態であるとの発表もあり、雇用状況についても完全失業者数は12ヵ月連続で増加しておる状況にあります。また、政治的にも、民主党への政権交代による混乱が依然として続いている状態であります。

市では、現在、新年度予算の編成時期となっておりますが、今後も一段と厳しい財政状況が予想されます。限られた財源を生かし、市政を進めていくためには、今後とも市民の皆さんと議会の御理解と御協力により、市が一体となって協働を進めてまいりたいと考えているところであります。

特に議会にありましては、市政に対する御指導と格別な御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（市原鶴枝君） 本臨時会において、議員各位の熱心な審議により、ここに案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対し、お礼を申し上げます。本日は御苦勞さまでした。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成21年11月27日

美濃市議会議長 市 原 鶴 枝

署 名 議 員 山 口 育 男

署 名 議 員 佐 藤 好 夫